

川情審査答申第6号
平成16年10月21日

川口市長
岡村幸四郎様

川口市情報公開・個人情報保護審査会
会長 兼子 仁

川口市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成16年6月10日付け川開審発第10号により諮問のあった件について、別紙のとおり答申します。

記

「川口市川口1丁目2番地区共同ビル新築工事に関する近隣説明報告書及びその添付図書並びに変更届け」についての部分公開決定に対する異議申立て（情報公開諮問第5号）

別紙

諮問第5号（情報公開）

答 申

1 審査会の結論

本件の不服申立てにかかる「説明状況報告書」中の各番号、住民の住所および氏名ならびに区分欄を公開しないこととした川口市長の決定は、川口市情報公開条例に適合しており、妥当である。

2 不服申立ておよび審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人〇〇〇〇氏および同〇〇〇〇氏（以下「申立人ら」という。）は、平成16年3月9日、川口市情報公開条例（以下、単に「条例」という。）6条1項に基づいて、条例上の実施機関である川口市長に対し、「川口市川口一丁目2番地区共同ビル新築工事に関し、川口市高層建築物の建築に係る良好な近隣関係の保持及び形成に関する条例（以下「中高層条例」という。）並びに同条例施行規則に基づき、建築主らが作成し、川口市に提出した近隣説明等報告書及びその添付図書（説明範囲見取図、近隣配慮計画書、説明状況報告書、その他）（条例12・13条、規則11・12条）並びに変更届（規則13条）」の公開を請求した。

これに対し、実施機関は、同月17日、公開請求のあった公文書のうち、印影ならびに個人の住所および氏名は、条例7条2号および同条3号アに該当するとして、これらの部分を非公開とする部分公開決定をした。

- (2) これに対し、申立人らは、平成16年4月23日、実施機関に対し、上記部分公開決定処分のうち、印影を除き、「説明状況報告書」中の各番号、住民の住所および氏名ならびに区分欄（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とした決定処分の取消しを求める不服申立て（異議申立て）をしたので、処分庁は、条例16条に基づいて、同年6月10日付けで当審査会に諮問した。
- (3) 当審査会の審査に際し、実施機関から、平成16年6月10日付けで理由説明書が提出された。申立人らは、これに対し、同月23日付けで意見書を、同年9月3日付けで補充意見書を提出した。当審査会は、同年8月18日、申立人ら代理人から口頭意見陳述を聴き、同年9月16日、実施機関の職員から意

見および説明を聴いた。

3 審査会の判断

当審査会は、本件の争点をめぐる問題について、以下のとおり判断する。

- (1) 実施機関は、本件非公開情報のうち、「説明状況報告書」中の住民の住所および氏名は、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであること、各番号は、当該情報だけでは直接特定の個人を識別することはできないが、中高層条例13条1項の規定による近隣説明等報告書の添付書類である説明範囲見取図の番号と照合することにより、所在地が確定され、それにより特定の個人を識別することができることとなる個人に関する情報であることならびに区分欄は、区分番号により個人の資産状況の一部が判明する個人に関する情報であること、他方、本件非公開情報を公開しないことによって被害が発生するおそれはなく、公開することが公益につながるといふ合理的根拠もないことから、本件非公開情報は、いずれも、条例7条2号の非公開情報に該当すると主張する。
- (2) 申立人らは、第1に、条例が個人に関する情報を公開から除外する理由はプライバシーの観点からであり、個人に関する情報に該当するかどうかの解釈にあたっては、住民のプライバシー侵害可能性の有無が判断の基準になるべきところ、本件非公開情報は、いずれも、事業者が各個人の住居のポスト等にチラシを投函したかどうか、説明をしたかどうかなどといった一方的行為に関する情報であるが、かかる行為は、まさに事業者の行為にほかならないものであって、個人の行為ではないから、これが公開されたとしても、プライバシー侵害の可能性はないこと、また、このような事業者の一方的な行為であっても、多少なりとも個人にかかわりのある事項を付加しさえすれば、個人に関する情報に簡単にすり替わるとすれば、ほとんどの情報は非公開とされてしまい、ひいては情報公開制度の趣旨を没却しかねないことを理由として、本件非公開情報は、そもそも個人に関する情報には該当しないと主張する。

申立人らは、第2に、本件非公開情報は、特定の事業者が中高層条例13条に基づき川口市に提出した書類に記載されているものであるが、この事業者は、申立人らの住居の道ひとつ挟んだ対面にほぼ100メートルの高さの大規模な高層建築物の建築を計画し、実行しており、申立人らは、昨年来、すでに計画

敷地に従前から存在していた鋳物工場等の建物の解体作業が始まったことにより、著しい騒音と振動に苦しめられ、かつ、家屋にもこれが原因と思われるひび割れが生じていること、本件で計画されている高層建築物が立ち上がった場合には、申立人らが事業者から入手した資料によっても、相当程度の風害が生じることが想定されていること、さらに、本件非公開情報は、中高層建築物がはらむ危険等について事業者がどの程度説明を尽くしていたかに関する基本的な部分であること、他方、本件非公開情報は、事業者の一方的行為に関する情報であり、住民のプライバシーを侵害する可能性はほとんどないことから、本件非公開情報は、申立人らの生活や財産を保護するため不可欠な情報であり、条例7条2号イに該当し、公開されるべきであると主張する。

申立人らは、第3に、本件においては、住民の住所および氏名はすべて墨消されているが、例えば、町名、丁番号等の記載は、墨消されなくとも個人が特定されることはないから、住所および氏名の全部を墨消すべきではなく、その一部について非公開とすれば足りるはずであると主張する。

申立人らは、第4に、本件非公開情報の中には、申立人ら自身の情報があるはずであるが、申立人らが自己の情報の開示を求めることは、プライバシーを何ら侵害するものでないから、最低限、申立人ら自身の情報は、公開されるべきであると主張する。

- (3) そこで、まず、本件非公開情報は、条例7条2号本文の情報に該当するかどうかについて検討すると、本件非公開情報のうち、「説明状況報告書」中の住民の住所および氏名は、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるものであることが明らかである。また、「説明状況報告書」中の各番号は、当該情報だけでは特定の個人を識別することはできないが、これらの番号は、中高層条例13条1項の規定による近隣説明等報告書の添付書類である説明範囲見取図の番号と同一であることから、説明範囲見取図と照合することにより、建築物または土地の所在地が確定され、それにより特定の個人を識別することができることとなる情報であるといえる。さらに、区分欄は、建築物の居住者等、建築物の所有者または土地の所有者の区分を番号で表示したものであり、これにより、個人の資産の状況が判明する個人に関する情報であるといえる。よって、本件非公開情報は、いずれも、条例7条2号本文

の情報に該当する。

- (4) 他方、申立人らは、本件非公開情報は、条例7条2号ただし書イの情報に該当すると主張するが、本件非公開情報は、中高層条例12条1項に基づき建築主が行った説明の相手方の住所（建築物および土地の所在地に関する情報を含む。）および氏名ならびに建築物の居住者等、建築物の所有者または土地の所有者の区分に関する情報であって、建築主が中高層条例に基づき義務付けられた手続の履行の状況を明らかにするものであるといえるが、これらの情報が公開されないことにより、人の生命、健康、生活または財産が現実に侵害され、または侵害されるおそれに直接つながると認めることはできない。

したがって、本件非公開情報は、条例7条2号ただし書イの情報に該当するとはいえない。

- (5) 申立人らは、また、本件において非公開とされている住民の住所および氏名のすべてを非公開とすべきでなく、その一部について非公開とすれば足りるはずであるとし、その例として、町名、丁番号等の記載は、これにより個人が特定されることはないから、公開すべきである旨主張をする。

しかし、住所は、一般的に、市名、町名、番、号（または町村名、大字名、番地）によって特定される住所が一体的なものとして観念されているといえるから、実施機関において、これらのすべてが特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するものとして、条例8条ただし書の趣旨に照らし、非公開とすることは是認されるべきである。

したがって、申立人らの上記主張は、認めることができない。

- (6) 申立人らは、さらに、本件非公開情報の中には、申立人ら自身の情報があるはずであるが、申立人らが自己の情報の開示を求めることは、プライバシーを何ら侵害するものでないから、最低限、申立人ら自身の情報は、公開されるべきであると主張する。

しかし、条例においては、プライバシーを侵害するものであるかどうかは情報の公開・非公開の基準とされているものではない。また、条例は、条例1条に規定する公益を実現することを目的として、公開を請求する者がどのようなものであるかに関わらず等しい取扱いをすることとしているものであり、当該情報が公開を請求する本人の自己に関する個人情報であるかどうかによって、

公開・非公開の取扱いを異にすることとしていない。以上に加えて、本市においては、川口市個人情報保護条例が制定されており、申立人らは、同条例13条に基づき、自己に関する個人情報の開示の請求をすることができるから、この点からも、本件非公開情報のうちの申立人らの自己情報を非公開とした実施機関の決定は、是認することができる。

(7) 結論

本件非公開情報は、いずれも、条例7条2号本文の情報に該当し、かつ、同号ただし書イの情報に該当しないから、これらを非公開とした実施機関の決定は、条例に適合しており、妥当である。

平成16年10月21日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員 飯塚 肇

委員（会長） 兼子 仁

委員 馬橋 隆紀